

日本成長戦略・成長投資を促進するための金融戦略（抜粋）

日本成長戦略（令和 8 年 7 月 2 1 日閣議決定）（抄）

3. 金融を通じた潜在力の解放

③講じるべき施策パッケージ

内閣官房において「成長投資を促進するための金融戦略」を策定し、以下の施策等に取り組む。このうち、施策の具体化が必要なものについては、特段の記載があるものを除き、2026 年度末までを目途に結論を得た上で、その後速やかに実施する。

iii) 国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備

経済成長の成果をアセットオーナーの受益者や家計が最大限享受できるよう、公的アセットオーナー・企業年金・大学等の機能向上に向け、以下の施策等により受益者の最善の利益を追求した資産運用を促す。

- ・ GPIF において、オルタナティブ投資の上限（資産全体の 5 %）に向けて取組を進める。具体的には、リスク管理や運用の高度化を進めるほか、毎年度の自己評価を多角的な観点から行う。また、今後のポートフォリオの在り方を検討する。他の公的アセットオーナーにおいても、自らの状況等を踏まえつつ、上記の高度化・評価・検討を進める。
 - ・ 厚生年金に係る積立金の運用主体の状況の比較や定期的な検証を実施する。
- （略）

成長投資を促進するための金融戦略（令和 8 年 7 月 2 1 日内閣官房公表）（抄）

3. 国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備

3-1. アセットオーナーの機能向上

国民が経済成長の成果を最大限享受できるよう、公的年金、企業年金、大学などアセットオーナーに、受益者の最善の利益を追求した資産運用を促す。また、その結果として、企業の成長や市場の活性化、良質な金融商品の組成など金融機関における資産運用サービスの高度化に繋げていく。

- (1) 公的アセットオーナーには、資産運用の規模に鑑み、受益者に対する責任と市場等の発展について求められる役割を的確に果たしていくこと、また、他のアセットオーナーの参考となる取組の実施・開示を行っていくことが期待される。このため、以下を実施する。

- ① 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）等の 9 主体が各々運用する厚生年金に係る積立金については、共通財源として一元管理する観点から、運用ルールの大枠は共通であるが、個々の方針等には主体間で違いがある。このため、9 主体の比較可能性を高めて継続的な運用高度化を促していく観点から、以下を実施する。ただし、その際、他と異なる先進的な試みや取組を阻害しないよう留意する。
- ・ 9 主体の運用体制・基準・手法・状況等に係る重要な事項を、定義を共通化した上で、定期的・一覧での比較・開示を行う。
 - ・ 厚生年金に係る積立金について、一元管理の観点から共通化すべき事項と運用高度化を促す観点から各主体の自主判断とすべき事項の区分けの検証を含め、最適な運用の枠組みが構築されているかを定期的に評価する。
 - ・ 上記を踏まえ、運用を高度化していく（相互の情報連携・協力や必要に応じた他主体への運用委託を含む）。
- ② オルタナティブ資産は、上場株式や債券と異なるリスク・リターン特性を有しており、適切なリスク管理や体制整備を前提とした戦略的な投資は、ポートフォリオの効率性向上や超過収益の獲得にとって有益である。このため、GPIF においては、オルタナティブ投資の上限（資産全体の 5 %）に向けて、リスク管理や運用の高度化を進めるほか、以下を実施する。
- ・ 毎年度の自己評価を多角的な観点から行う。具体的には、投資件数のほか投資金額・割合や収益率等に基づき、全体・種類別・内外別に評価する。厚生労働省においても、上記に基づき実績評価を行う。
 - ・ 投資確約金額が 5 % 上限に近づくまでに、リスク管理・運用の高度化の観点から、現行の 4 資産内枠管理の利点・欠点を踏まえた是非や、新たな上限水準、配分割合を含め、今後のポートフォリオの位置付け・在り方を検討する。
 - ・ 国内 PE ファンド・VC の発展は、GPIF にとっても良質な投資対象を増やす観点から重要であることを踏まえ、関係省庁や他の LP 投資家と協力して投資環境の整備に貢献し、結果としてのコミットメントに繋げる。
- ③ その他の公的アセットオーナーについても、自らの運用目標やリスク管理体制の整備、財政・収支状況を踏まえつつ、上記②の各事項について取組を進める。